

兵庫県公報

平成21年9月24日 木曜日 第 2118 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	5
○家畜伝染病の発生（畜産課）	5
○保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	6
○同上（同）	6
○同上（同）	7
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	7
公 告	
○軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	7
○落札者等の公示（情報政策課）	8
○児童福祉法に基づく物件保管公告（西宮こども家庭センター）	8
病院局公告	
○入札公告（県立西宮病院）	8

告 示

兵庫県告示第1018号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
医療法人社団山本内科	明石市西新町2-3-4	医療法人社団山本内科	平成21年7月1日
医療法人たんぼほうおざみモール歯科	同 市魚住町錦が丘4-3-1 魚住モール104	医療法人たんぼほう	同
あさぎりこどもクリニック	同 市朝霧台3783-134	医療法人社団吉徳会	平成21年8月1日
納歯科医院	洲本市本町3-2-14	医療法人社団納歯科医院	同 年7月27日
よしいメンタルクリニック	芦屋市三条南町13-16ソレイユ芦屋402	好井基博	同 年9月1日

たにみつ内科	伊丹市池尻1-204-2	医療法人社団真人会	同 年7月1日
竹内クリニック	同 市中野東3-111	医療法人社団竹内クリニック	同
けいゆうデンタルクリニック	加古川市平岡町新在家2-270-12大進ビル2F	医療法人社団啓節会	同
ひらた歯科クリニック	同 市野口町北野1294-2	平 田 尚 也	平成21年8月1日
やぎ整形外科クリニック	同 市加古川町寺家町47-1ファーマインテリジェントビル1F	八 木 正 義	同 年9月1日
辰井整形外科クリニック	宝塚市南口1-8-20南口ビル4F	辰 井 光	同 年8月1日
チトセ薬局中山店	同 市中山寺1-15-4	S&H株式会社	同
訪問看護ステーションみなぎの	三木市吉川町大沢39-6	東 保 子	同
くしだ歯科医院	川西市小花1-5-13谷ビル1F	串 田 明 彦	平成21年7月2日



兵庫県告示第1019号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成21年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
医療法人社団山本内科	明石市西新町2-2-3	医療法人山本内科	平成21年6月30日
うおずみモール歯科	同 市魚住町錦が丘4-3-1魚住モール104	岨 卓 与	同
納歯科医院	洲本市本町3-2-15	医療法人社団納歯科医院	平成21年7月26日
たにみつ内科	伊丹市池尻1-204-2	谷 光 利 昭	同 年6月30日
竹内クリニック	同 市中野東3-111	竹 内 重 人	同
石岡歯科医院	同 市高台1-152-19	石 岡 一 晃	平成21年7月31日
辰井整形外科	宝塚市南口1-8-26宝塚メディカルスクエア3F	辰 井 光	同
チトセ薬局中山店	同 市中山寺1-15-4	チトセファーマシー株式会社	同
チトセ薬局三田店	三田市高次2-13-1	同 上	同



兵庫県告示第1020号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成21年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	辞退年月日
石岡歯科医院	伊丹市高台1-152-19	石 岡 一 晃	平成21年7月31日



兵庫県告示第1021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
医療法人たんぼぼう おずみモール歯科	明石市魚住町錦が丘4-3-1 1魚住モール104	医療法人たんぼぼう会	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成21年7月1日
フタツカ薬局二見店	同 市二見町東二見高土手 548-1	株式会社大新堂	同 上	同
エイジサポート	同 市林崎町3-482	有限会社ノジマ設計工 房	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	同
同 上	同 上	同 上	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成21年8月1日
エイジサポート介護相 談室	同 上	同 上	居宅介護支援	同 年7月1日
明石ソーシャルワーカー 事務所	明石市大明石町2-8-10	株式会社CAPAC o mmunicatio n	同 上	同
居宅介護支援事業所あ やめ	同 市和坂12-10	医療法人社団藤本クリ ニック	同 上	平成21年7月14日
あべいすと訪問看護リ ハビリセンター	洲本市上物部788-1	株式会社あべいすと	訪問看護、介護予防 訪問看護	同 月1日
医療法人社団竹内クリ ニック	伊丹市中野東3-111	医療法人社団竹内クリ ニック	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同
たにみつ内科	同 市池尻1-204-2	医療法人社団真人会	同 上	同
地域包括支援センター のぐち	加古川市野口町水足107-1	社会福祉法人万亀会	地域包括支援センタ ー	平成21年7月11日
特別養護老人ホーム万 亀園	同 上	同 上	介護老人福祉施設	同
居宅介護支援事業所万 亀園	同 上	同 上	居宅介護支援	同
ショートステイサービ ス万亀園	同 上	同 上	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生 活介護	同
ホームヘルプサービス 万亀園	同 上	同 上	訪問介護、介護予防 訪問介護	同

あつぷるレンタル事業所加古川	加古川市尾上町養田160-1	株式会社あつぷる	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	平成21年8月1日
株式会社ライフケア兵庫支店	たつの市揖西町小神872-1	株式会社ライフケア	介護予防福祉用具貸与	同 年6月1日
同 上	同 上	同 上	特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売	同 年7月23日
おのクリニック	宝塚すみれが丘2-5-1-17	小 野 雅 也	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年6月1日



兵庫県告示第1022号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
丹波市社会福祉協議会ホームヘルプセンター	丹波市氷上町常楽209-1	事業所名称	丹波市社会福祉協議会西部ホームヘルプセンター	丹波市社会福祉協議会ホームヘルプセンター	平成21年4月1日

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
豊岡市立養護老人ホームコスモス荘	豊岡市塩津町2-36	豊岡市長	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	平成21年3月31日
豊岡市立養護老人ホームことぶき苑	同 市日高町祢布1304	同 上	同 上	同
地域包括支援センターのぐち	加古川市野口町水足262-18	社会福祉法人万亀会	地域包括支援センター	平成21年7月10日
特別養護老人ホーム万亀園	同 上	同 上	介護老人福祉施設	同
居宅介護支援事業所万亀園	同 上	同 上	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	同
ショートステイサービス万亀園	同 上	同 上	同 上	同
ホームヘルプサービス万亀園	同 上	同 上	訪問介護、介護予防訪問介護	同
チトセ薬局三田店	三田市高次2-131	チトセファーマシー株式会社	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成21年7月31日
丹波市社会福祉協議会南部ホームヘルプセンター	丹波市柏原町柏原2715	社会福祉法人丹波市社会福祉協議会	訪問介護	同 年3月31日

丹波市社会福祉協議会 東部ホームヘルプセン ター	同 市春日町黒井1500	同 上	同 上	同
--------------------------------	--------------	-----	-----	---



兵庫県告示第1023号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成21年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
中 村 昭 博	J o y p l u s . 西明石鍼灸整骨院	明石市西明石南町3-4-52	平成21年7月1日
山 下 栄 治	山下整骨院	同 市大蔵谷字狩口233-12	同
平 田 実 能	すまいる整骨院	伊丹市北野3-18-18-2	平成21年7月31日
加 藤 雅 裕	かとう整骨院	同 市南野6-8-21第六豊マンション	同 年6月29日
金 中 裕 之	水明台整骨院	川西市水明台1-1-163	同 年7月2日



兵庫県告示第1024号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成21年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
山 田 周 治	J o y p l u s . 西明石鍼灸整骨院	明石市西明石南町3-4-52	平成21年6月30日



兵庫県告示第1025号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成21年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	山羊
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 2頭
4 発生場所	丹波市

5 発生年月日	平成21年8月28日
6 その他参考となるべき事項	補体結合反応検査により発見



兵庫県告示第1026号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町相田字ジャウ谷224の1、225の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ジャウ谷224の1・225の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1027号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市山崎町下比地字子ノ谷79の2から79の5まで、79の7から79の17まで、79の19から79の21まで、79の23
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字子ノ谷79の5・79の8・79の16（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1028号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町口小野字大谷76から80まで、字清水谷459の1、463、464、470
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷77（次の図に示す部分に限る。）、78から80まで、字清水谷459の1、463、464、470
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1029号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成21年9月24日から適用する。

平成21年 9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

社団法人 兵庫県 獣医師会	社団法人 兵庫県獣医師 会	神戸市中央区中山手通7丁目
株式会社 ヤマト ヤシキ	株式会社 ヤマトヤシキ	姫路市二階町

」

を

「

株式会社 ヤマト ヤシキ	株式会社 ヤマトヤシキ	姫路市二階町
-----------------	-------------	--------

」

に改める。

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成21年 9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付県民局	紛失年月日
セメント製品製造業	A1930	平成23年 3月4日	佐用郡佐用町円光寺193 明和コンクリート 株式会社	西播磨県民局	平成21年 8月9日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成21年 9月24日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
電子計算組織の機械操作業務及びこれに付随する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部教育・情報局情報政策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年 8月24日
- 4 落札者の名称及び住所
大阪市中央区北浜1丁目8番16号 株式会社CSK-ITマネジメント
- 5 落札金額
29,610,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成21年 7月14日



児童福祉法に基づく物件保管公告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項の規定により保管する次の物件について、返還請求権を有する者が不明であるので、同条第4項の規定により公告する。

なお、この公告の日から6箇月以内に、返還請求権を有する者から申出がないときは、当該物件は兵庫県に帰属する。

平成21年 9月24日

兵庫県西宮子ども家庭センター所長 永 守 研 吾

物件名	数量	形状等	児童が物を所持するに至った経緯
現金（80,000円）	7 10	10,000円札 1,000円札	平成21年4月27日午前7時ごろ、西宮市上甲東園5丁目2番40号あたりの側溝において、所有者不明の黒色布製二つ折りの財布を発見し、財布に入っていた現金80,000円を横領したものの。

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第

16号) 第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成21年9月24日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立西宮病院長 藤本 高 義

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
中央監視設備改修工事
- (2) 工事場所
西宮市六湛寺町13-9
- (3) 工事概要
工種 電気工事
中央監視設備 1式
- (4) 施工期間
着工の日から平成22年3月25日まで
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格
無
- (7) 入札方式
制限付き一般競争入札 (事後審査型) (価格競争)
- (8) 契約締結予定日
平成21年11月上旬予定
- (9) 支払条件
ア 前払金 有
イ 部分払 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則 (昭和39年兵庫県規則第31号) 第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限 (以下「入札参加資格制限」という。) に該当しないこと。
- イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) の規定による電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が電気工事であること。
- エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
- オ 兵庫県阪神南県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であること。
- カ 平成20年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてA等級であること。
- キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) を受けていないこと。
- ク 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て (旧会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づくものを含む。) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと (ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)
- ケ 兵庫県発注の電気工事に係る低入札価格調査工事を6(1)の提出期限の日 (確認基準日) までに完了しない者は、電気工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

- ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。
 - (イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
 - (ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係 (原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇

用関係)があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成21年9月25日(金)から同年10月26日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)

〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9

県立西宮病院総務部経理課

電話番号(0798)34-5151

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成21年9月24日(木)から同年10月5日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手續

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成21年9月24日(木)から同年10月5日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札(事後審査型)入札参加申込書(様式2号の2)

イ 設計図書貸与申込書(様式9号)

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。

ア 提出期間

平成21年9月25日(金)から同年10月15日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所
上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成21年10月21日(水)から同月26日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成21年10月27日(火)10時から

(2) 入札及び開札の場所

西宮市六湛寺町13-9

県立西宮病院 2号棟2階 大会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(設計図書に示す様式)を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。

ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出方法は、以下によること。

(7) 持参による場合

工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入する。

(4) 郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒をさらに郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の部局・課室名を明示する。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記8(1)の日時に、上記8(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内(兵庫県の休日を含め定める条例に定める県の休日を除く。)に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められたものは、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、県立西宮病院が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

- (4) 兵庫県（県立西宮病院）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

- (4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。